

被扶養者(家族)・任意継続者

インフルエンザ予防接種補助券を利用する場合

当組合は、健康保険組合連合会が主催するインフルエンザワクチン予防接種補助事業
(以下、接種事業 業務委託契約先:愛知県医師会)に参加しているため、この事業で利用できる「インフルエンザワクチン
接種補助券(以下、接種補助券)」を発行します。

年度末年齢生後6か月～65歳未満の愛知県内在住の方へ
接種補助券を9月下旬より送付しています

ご注意ください

「接種補助券」は、愛知県内の指定医療機関で利用ができますが
必ず予約の際に利用できるかどうかを医療機関にご確認ください

●「接種補助券」が利用できる医療機関は、こちらより確認ください

<https://kenporen-aichi.jp/influenza.list>



健保連愛知連合会HP

接種の流れ

1 予約

接種を希望する
医療機関へ予約

2 確認

「接種補助券」が利用できるか、
予約時に確認

3 接種

「接種補助券」と
「マイナ保険証」等を持参

4 支払い

接種料金から組合補助額
を引いた差額を支払う

被扶養者 65歳未満1,000円、生後6か月以上 中学生以下1,500円、

任意継続被保険者 65歳未満1,555円

※接種料金は医療機関によって異なります。

愛鉄連健康保険組合
保健事業課 052-461-6131